



栃木県公報

令和4(2022)年
12月2日(金)
第360号

目次

告 示		
○道路の供用開始	1149
公 告		
○県政功労者の表彰	1149
○都市計画の変更の案の縦覧等	1150
選挙管理委員会		
○不在者投票を行うことができる施設の名称の変更	1150
監 査 委 員		
○監査の結果に基づく措置状況の公表	1150
調達等公告		
○入札公告	1157

告 示

栃木県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4（2022）年12月2日から令和5（2023）年1月4日まで一般の縦覧に供する。

令和4（2022）年12月2日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
240	一般県道 石裂上日向線	鹿沼市上久我字荒作1602-2から 鹿沼市上久我字荒作1601-2まで	令和4（2022）年 12月5日
296	一般県道 小山都賀線	栃木市国府町字八幡926から 栃木市国府町字弥五郎地39まで	令和4（2022）年 12月2日
310	主要地方道 岩舟小山線	栃木市岩舟町静和字新田2127-3から 栃木市岩舟町静和字新田2124-1まで	令和4（2022）年 12月2日

（道路保全課）

公 告

○県政功労者の表彰

令和4（2022）年11月30日県政功労者として次の者を表彰したので、栃木県政功労者表彰規程（昭和14年栃木県告示第22号）第2条の規定により公表する。

令和4（2022）年12月2日

栃木県知事 福田 富一

被表彰者氏名	居住市町村	被表彰者氏名	居住市町村
--------	-------	--------	-------

一木弘司	真岡市	五月女裕久彦	宇都宮市
小林幹夫	鹿沼市	青木克明	矢板市
阿部寿一	那須塩原市	保母欽一郎	栃木市
山形修治	茂木町	佐藤良	壬生町
琴寄昌男	栃木市	関谷暢之	那須塩原市

(人事課)

○都市計画の変更の案の縦覧等

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4(2022)年12月2日

栃木県知事 福田 富一

- 都市計画の種類及び名称
大田原都市計画道路3・4・1号中田原美原線
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
大田原市中央1丁目、中央2丁目、新富町2丁目、新富町3丁目の各一部
- 縦覧場所
栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所企画調査部企画調査課、大田原市建設水道部都市計画課
- 縦覧期間
令和4(2022)年12月2日から同月16日まで

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり名称の変更があったので告示する。

令和4(2022)年12月2日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

施設 の 名称		所在地
変更前	変更後	
栃木県立岡本台病院	地方独立行政法人栃木県立岡本台病院 栃木県立岡本台病院	宇都宮市下岡本町2162

監査委員

栃木県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき、措置を講じた旨通知があったので、同条同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4(2022)年12月2日

栃木県監査委員 森 澤 隆
 同 鎌 形 俊 之
 同 三 森 文 徳
 同 琴 寄 昌 男

監査の結果の措置状況
 (指摘事項)

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
美術館	令和4(2022)年 6月28日	<p>低濃度PCB廃棄物の廃棄処理において、法定の資格要件を満たす業者であるかどうかの確認が不十分であったこと、及び財務手続の内部チェックが不十分であったことを要因として、適正な処理業者ではない者と支払に関する契約のみを締結し、併せて適切な執行伺及び契約伺を行わず、見積書を徴していない処理業者と廃棄物処理に関する委託契約を締結していた。</p> <p>今後は、適切な契約事務の執行に努められたい。</p>	<p>今般の指摘に至る要因は、庁内関係課から出される通知等の確認不足に加え、財務事務に携わる職員の習熟度や内部チェックが不十分であったことによるものです。</p> <p>再発防止のため、関係法令・規則等の規定を都度確認するとともに、財務会計事務チェックポイントや契約事務チェックシートの活用に加え、廃棄物処理に関して疑義が生じた場合には対応策について制度所管課に確認することを徹底するとともに、担当職員が起案時に確認を行うほか、総務課長や副館長等においても決裁時に十分確認を行うなど、チェックの徹底と体制強化を図っております。</p> <p>また、今後は、財務会計事務マニュアルの活用や関連研修を受講した職員を講師として館内研修を行うなどして、総務課職員のみならず、契約事務に携わるすべての職員に対して、必要な知識の習得及び意識の向上に努めます。</p>
広報課	令和4(2022)年 8月12日	<p>ふるさと“とちぎ”だより発行業務委託において、委託業務に含まれる配送業務等の一部を県が他の直営業務を利用して自ら履行した一方、各種業務内容の変更に伴う経費の増が生じ、受託業者と協議調整したにもかかわらず、その協議経過を明記せず、仕様書や契約内容を見直していなかった。</p> <p>また、履行確認においても仕様書と実績を突合しないまま検査結果を合格としていた。</p> <p>今後は、県が行うべき業務と委託する業務を精査のうえ仕様</p>	<p>本件は、執行伺の作成から履行確認までの一連の事務の流れにおいて、前例踏襲による事務処理に加え、書類等の整合性が取れているかなどの確認に係る内部チェック体制が十分ではなかったことによるものです。</p> <p>今後は、同様の事案が発生しないよう、委託事業等の執行伺に添付する仕様書や設計書等の作成段階から、担当者、担当リーダー、出納員に加え、他の職員の視点からも、仕様等の中身が適正であるか、当該仕様に基づく設計積算等が過去の実績に比して妥当か又は</p>

		<p>書を作成するとともに、仕様書と実績報告書の突合を徹底し履行確認を厳格に実施するなど、適切な契約事務の執行に取り組まれたい。</p>	<p>見込みが適切であるかなど、内容を入念に確認するとともに、履行確認時においても、仕様書と実績の突合が一目で確認できる資料を作成し複数職員による点検を行うなど、内部チェック体制の強化徹底を図り、組織として再発防止に努めて参ります。</p> <p>また、業務内容の変更に当たっては、変更協議の結果を確実に記録に残すことを励行し、併せて、上記の体制を実施できるよう課内のリスク評価シートを見直すとともに、課職員が財務会計事務研修等に積極的に参加するなど財務会計事務の理解促進を図り、適切・確実な事務事業の執行に努めます。</p>
<p>県西環境森林事務所</p>	<p>令和4(2022)年6月28日</p>	<p>森林路網整備事業費外に係る令和2年度元年発生林道災害復旧事業外 擁壁工外工事の設計積算において、所属内の確認不足を要因として、ガードレール設置工の施工規模加算の適用を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件222千円あった。</p>	<p>本件は、担当者の理解不足と検算確認等のチェック体制が不十分であったことに起因しており、この他に同様の案件はありませんでした。</p> <p>今後は、今回、改定した施工規模補正の計上有無を確認する「設計諸元チェックリスト」を起工伺書に添付させ、「工事発注時事務処理チェックリスト」と併せて設計者が検算者や審査者へ工事箇所や工事条件に即した設計根拠の提示・説明を行うことにより、設計者、検算者、審査者の3者が連携して適正な設計積算を行って参ります。</p> <p>また、設計内容の説明を受けた上司が改めて設計審査を実施することにより、内部チェック体制の強化に取り組んで参ります。</p> <p>さらに、若手職員等を対象として設計積算方法の習得と技術力の向上を図るための設計協議会を定期的で開催するとともに、内部統制基本方針に基づくリスク評価シートに再発防止策を反映させ、継続的な対策を講じることで今後も適正な事務執行に努めて参ります。</p>

<p>環境森林政策課</p>	<p>令和4(2022)年 8月17日</p>	<p>年度内に工事が完了したことから出先機関が令和2年度予算で支出した、2年発生県単治山災害復旧事業費の工事請負費について、法令等の確認を行わずに令和3年度予算での支出とすることを決定し、その旨、予算主管課に指示を行ったため、出先機関に会計年度独立の原則に反した誤った年度訂正処理を行わせた。</p>	<p>本件は、起債対象事業の工事請負費の決算額と決算見込み額が相違したため、安易に是正を指示したことに起因していると認識しており、本件以外に同様の案件はありませんでした。</p> <p>予算主管課に対しては、決算額と決算見込み額が相違するときは速やかに環境森林政策課に報告・相談することとし、報告等を受けた環境森林政策課は対応について庁内関係課と速やかに協議することとしました。</p> <p>特例的な財務会計処理に当たっては、上司に十分確認し、複数者による会計年度、支出日等基本的事項を確認させることとしてチェック体制を強化し、再発防止を図っております。</p> <p>また、当面の間、財務会計事務に関する研修を毎年度実施し知識の習得に努めるとともに、決算事務に関して、部内各課所に対し適切な時期に注意喚起を図っております。</p> <p>引き続き、リスクを十分認識し、様々な機会を通して情報の共有と知識の習得に努め、組織として適切・確実にチェックを行い、法令を遵守して業務を執行して参ります。</p>
<p>保健福祉課(病院事業会計)</p>	<p>令和4(2022)年 7月12日</p>	<p>源泉所得税及び復興特別所得税において、所属内の確認不足を要因として、納付漏れとなっていたものが1件2,127,000円あり、不納付加算税106,000円及び延滞税14,400円の計120,400円を納付していた。</p>	<p>本件は、伝票作成時の担当職員等の確認不足を要因とした仕訳漏れ(預り金の計上漏れ)により、生じたものです。</p> <p>これまで手当の支払い、預り金の計上及び賞与引当金の振替をそれぞれ別伝票で起票していましたが、仕訳方法を見直し、1枚の伝票にまとめることで預り金の計上漏れを防ぐように改善したことを確認しました。</p> <p>支払の際には、担当職員のみならず、給与副担当者及び支払審査担当者等複数の職員が伝票をチェックし、再発防止を徹底させます。</p>

		<p>住居手当において、所属内の確認不足を要因として、賃貸借契約を締結していた貸主である父親が死亡し、借主である職員が持分を有する共有住宅となったにもかかわらず、引き続き借家として取り扱い、住居手当の支給を継続したことから、過支給となっているものが1件837,000円あった。</p>	<p>本件は、住居手当に係る職員本人の誤認及び事後確認時の支給要件の確認不足により、生じたものです。</p> <p>住居手当の過支給分837,000円について、職員に返納請求を行い、令和4年6月20日に返納されました。</p> <p>今後、各手当の新規、変更及び喪失の認定を行う際は、過去の経緯も含めて再度確認を行うほか、事後確認についてもチェック体制の強化を図り、再発防止を徹底させます。</p> <p>具体的には、今まで給与担当者のみが事後確認を行っていましたが、給与副担当者及び総務課長も事後確認の書類審査を行った上で、事務局長まで決裁を受けるよう改善したことを確認しました。</p> <p>また、親族が所有する物件に係る住居手当の認定については、特に慎重に審査するよう指示しました。</p>
<p>こども政策課</p>	<p>令和4(2022)年 8月19日</p>	<p>全額が国庫交付金を財源とする認定こども園施設整備事業費交付金において、県が交付金の額の確定をした後、速やかに国に交付金を請求すべきところ、その請求を失念するなど、所属内の確認不足を要因として、額の確定日から5か月後に請求していた。</p> <p>また、財源とする国庫交付金を受領した後、速やかに間接補助事業者へ支払うべきところ、国庫交付金の受領日から2か月後に間接補助事業者へ支出していたものが、1件102,666,000円あった。</p> <p>今後は、事業の進行管理を厳格に行うなど、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>国への交付金の請求遅延及び間接補助事業者への補助金の支払い遅延については、補助金の事務手続きに関する基本的な理解が担当者に不足していたことを要因として生じたものです。</p> <p>今回は間接補助事業者の理解が得られ、遅れて支払いを行ったところですが、今後このようなことが発生しないようにするため、補助要綱等に定められた事務に関する基本的な事項を複数職員で確認を行い理解不足の解消と共通認識を図るとともに、補助事業担当者に事業の進捗状況についての確認を行いました。また、リスク評価シートに再発防止策を反映する見直しを行いました。</p> <p>今回指摘のあった補助金に限らず、課で所管する補助事業等について、各グループリーダーが定期的(1か月に1回程度)に執行状況を確認することとし、内部</p>

			チェック体制の強化を図って参ります。
国際課	令和4(2022)年 8月25日	<p>海外共同事務所運営経費については、実費相当額を県が負担し、原則として設置者からの年度毎の決算報告に基づき精算することとなっているにもかかわらず、所属内の認識不足を要因として、特段の事由なく、長年に渡り前年度決算残額を当年度予算に充当していた。そのため、令和3年度においては、結果として所要額の3倍以上の経費を負担した状態となり、年度末時点において多額の現預金を設置者の口座等に滞留させていた。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則を踏まえ、前年度決算残額を適切に返納させるなど、的確な精算に努められたい。</p>	<p>会計年度独立の原則について、担当者の認識不足と内部チェックが不十分であったことにより、また、県とは決算時期が異なることから、年度内に処理できなかったものであり、返納を受けるべき前年度決算残額を次年度予算に充当していましたが、令和3年度決算残額につきましては、設置者から決算報告を受け、速やかに歳入処理を行いました。</p> <p>今後は、毎年度当初に事務手続き等を確認し、関係法令等の理解と遵守を徹底するとともに、担当者の事務処理に当たっては、決算額が適切なものであるか、グループリーダー以上の職位者による複数チェックを行うことで内部チェック体制の強化を図り、前年度決算残額の確定後には速やかに適切に精算するなど、適正な事務執行に努めて参ります。</p>

(検討事項)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
生活衛生課	令和4(2022)年 8月17日	<p>動物愛護指導センターでは、栃木県ドッグセンター内焼却炉2基を含む特殊機械設備の保守管理業務委託契約において、令和3年度の上半期に機械の一部が修理必要等との報告を受けたが、修繕等の具体的な措置を講じないまま、令和3年度の下半期も同じ箇所の点検を実施するなど、不経済支出となっていた。</p> <p>今後は、栃木県動物愛護管理推進計画(第3次)で定める殺処分数の目標値や、焼却炉の使用頻度の減少及び焼却炉の老朽化等を踏まえ、外部委託などによる焼却処理に要する経費についても比較しながら、焼却処理に関する方針を検討されたい。</p>	<p>本件は、保守点検結果に対する当該所属の認識不足及び軽率な判断が招いた結果により生じたものです。</p> <p>令和4年度分の当該委託の焼却炉点検部分については、修繕が必要な焼却炉を不使用とし、当該炉を除いた1基についての保守管理業務委託契約とする変更契約の手続きを行い、12月に下半期点検を行う予定です。</p> <p>動物の死体処理については、焼却炉の老朽化の進行状況や、近年の殺処分数の減少傾向も踏まえつつ、一度に多数の処分が必要となるような事態や、狂犬病等が発生した際の感染性のある死体の受入れ等、外部委託について関係事業者と協議し、処理に要する経費等についても比較しながら、今後の方針を検討して参ります。</p>

<p>農村振興課</p>	<p>令和4(2022)年 8月23日</p>	<p>平成13年に、アユの種苗生産のために水産試験場に整備した加温飼育研究棟などの施設・設備等について、種苗生産を伴う試験研究課題を休止したことから、平成22年以降、約12年間に渡り使用していないが、その間、速やかに再稼働ができるよう、使用していない設備に係る保守管理経費を支出してきた。</p> <p>今後は、長期間稼働していない実態を踏まえ、必要な機能を維持するための最低限の経費支出とすることや、施設・設備等の有効活用方策などについて、水産試験場とともに、検討されたい。</p>	<p>アユの冷水病や放射性物質影響調査等の喫緊の課題に優先して取り組むため、アユの種苗生産を伴う試験研究課題を休止しましたが、休止以降も引き続き研究要望があったことから、経費抑制と施設・設備等の有効活用方策については十分な検討を行わないまま、保守点検を継続し、速やかに再稼働できるよう備えてきたものです。</p> <p>今般、水産試験場とともに検討した結果、来年度以降、加温飼育研究棟などの施設における一部の設備について、機械設備等保守管理業務委託の対象から除外して、必要な点検を職員が行う方法に移行することにより、維持管理費を抑えることとしました。</p> <p>さらに、加温飼育研究棟内の試験池については、例年実施する試験に供試する魚の事前飼育に利用することとしました。試験池以外の設備等については、アユの種苗生産を伴う試験研究課題の再開に備えながら、県産魚の更なるブランド力向上の研究に利用するなど、随時活用方法を検討して参ります。</p>
	<p>水産試験場となかがわ水遊園で一体使用している取水施設・排水施設及び電気設備の維持管理において、水産試験場となかがわ水遊園の指定管理者との両方で経費を分担しているが、開設当初からの慣例を踏襲してきたことから、合理的な理由付けが不明確なまま分担を定めている経費があった。</p> <p>今後は、実績等に応じた合理的な基準に基づき分担割合を定めた上で、明確化を図ることにより、経済性の向上に向けた取組が一層推進されるよう、水産試験場とともに、検討されたい。</p>	<p>水産試験場となかがわ水遊園は一体として整備されたものであり、なかがわ水遊園の運営については、開園当初は県直営であったものの、平成18年度から指定管理に移行させましたが、その際、施設・設備に係る経費の一部について、当初整理した考え方を踏襲し、分担を定めてきたものです。</p> <p>これら経費について、令和6年度のなかがわ水遊園の指定管理の更新に向けて、水産試験場とともに、以下のとおり負担割合の明確化に向けて検討を進めているところです。</p> <p>1 取水施設に係る電気料金については、そもそも水産試験場となかがわ水遊園のそれぞれの電</p>	

			<p>気使用量が不明確であることから、取水に要する電気使用量を測定した上で、それぞれの使用水量に応じた電気料金を負担することにより、負担割合を明確化します。</p> <p>2 排水施設に係る経費については、水産試験場となかがわ水遊園のそれぞれの使用人数等に応じて保守管理委託料を按分することにより、負担割合を明確化します。</p>
--	--	--	---

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4(2022)年12月2日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県本庁舎物品等移転業務
- (2) 委託業務内容 詳細は入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和5(2023)年1月4日(水)から同年3月28日(火)まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下の入札参加資格を有する者と決定された者であること。

大分類「Pその他のサービス」、小分類「3 運送」

- (3) 令和4(2022)年12月22日(木)から同月23日(金)までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号
栃木県経営管理部管財課 管理担当 電話 028-623-2189 FAX 028-623-2088
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
令和4(2022)年12月2日(金)から同月9日(金)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。なお、受領に際しては「機密保持に関する誓約書」(本公告に添付)を持参すること。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
令和4(2022)年12月22日(木)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も可とする。
イ 開札の日時及び場所

令和4(2022)年12月23日(金)午前10時
栃木県経営管理部管財課(栃木県庁本館3階)

(4) 入札の方法

1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年4月1日施行)第19条第1項から第4項までに掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ その他 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年4月1日施行)の定めるところによる。